

さいたま市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅に係る家賃債務保証料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者で、収入が一定基準以下の者が住宅確保要配慮者専用賃貸住宅に入居するに当たり、家賃債務保証料の一部を補助することにより、住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進し、住生活の安定向上に寄与するため、家賃債務保証料補助金の交付について、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅確保要配慮者 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する者をいう。
- (2) 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅 法第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅であって、入居者の資格を公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱（平成18年3月27日国住備第132号）第4第4項ロに規定するものをいう。
- (3) 家賃債務保証を行う者 法第20条第2項に規定する家賃債務保証業者又は法第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。
- (4) 家賃債務保証料 住宅確保要配慮者が住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の賃貸借契約の締結に当たり、家賃債務を担保するために家賃債務保証を行う者と家賃債務保証契約を締結する際に最初に支払う保証料をいう。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる費用は、家賃債務保証料とし、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 入居者の収入（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する収入をいう。）が15万8千円を超えないもの。ただし、同居親族の増加等により、収入が15万8千円以下となる場合には、この限りではない。
- (2) 入居者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条に規定する住宅扶助、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第2条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第2項に規定する住宅支援給付を受給していないこと。
- (3) 家賃債務保証料の額が適正な水準であること。

- (4) 家賃債務保証を行う者及び賃貸人が、入居者に保証人（家賃債務保証を行う者を除く。）を求めないこと。
- (5) 市内の住宅確保要配慮者専用賃貸住宅で、管理開始から10年以内のものであること。

（補助額）

第4条 補助額は、補助対象費用に係る家賃債務保証契約1件つき6万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、家賃債務保証契約締結後、速やかに、さいたま市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅に係る家賃債務保証料補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (2) 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅入居後の同一の世帯に属する者に係る住民票の写し
- (3) 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅入居後の同一の世帯に属する者の前年の収入の状況を証明する書類
- (4) 家賃債務保証契約書の写しその他保証料の金額を証明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付決定通知等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、さいたま市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅に係る家賃債務保証料補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないことを決定したときは、さいたま市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅に係る家賃債務保証料補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（譲渡又は担保の禁止）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取消し、その者に既に交付した補助金の全部又は一部の返還を、さいたま市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅に係る家賃債務保証料補助金交付決定取消通知兼返還命令書（様式第4号）により、命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 正当な理由なしに家賃債務保証契約を解除したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が補助金を交付することが適正でないと認めたとき。

(書類の整備)

第9条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付対象に係る契約書、帳簿類等の書類を備え、かつ、補助事業の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(個人情報の保護)

第10条 申請者は、この要綱による補助金の交付を受けるために得る個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

この要綱は、令和3年2月15日から施行する。